各特定行政庁 みんなのバリアフリー街づくり条例所管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長

福祉施設等に係る神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第13条但し書き適用に係る基本的な考え方について(通知)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の施行につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本日付けで改正した同条例施行規則に定める整備基準は、学識経験者や建築物・施設に関する専門知識を有する者で構成された「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議」を中心に議論し、整理されたものとなりますが、同会議における検討過程では「未整備割合が高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応」として、小規模な福祉施設等に関する新たな整備基準の設定についても議論が交わされました。

その結果、本件は、新たな整備基準を設定するのではなく、「条例第13条但し書きの弾力的な運用により対応することが適当」とされたところです。

特定行政庁の審査窓口では、これまでも協議を行う福祉施設等の実態を踏まえた運用・指導いただいておりますが、改めて条例第13条但し書きの適用に係る基本的な考え方を別紙のとおり整理しましたので、御参照ください。

問合せ先

調整グループ 岩田 電話 045-210-1111 (内 4748) メールアドレス barrierfree@pref.kanagawa.lg.jp

## 1. 福祉施設等に係る条例第13条但し書き適用に係る基本的な考え方について

複雑化・多様化する利用者ニーズに対応するため、多様な福祉サービスが設けられており、地域における居住の場を確保する観点から、民家や狭隘な宅地等を活用するほか様々な建物を活用した整備が進められているものがありますが、規模や構造等の制約から条例に定める整備基準を遵守することが難しいことがあります。

一方、これら小規模な福祉施設等の中には、利用者像が明確で、必要な知識と経験を有する職員から適宜適切な介助等が受けられることがあり、そうした場合は、整備基準に近づける工夫をする等の配慮が見られることを前提に、「整備基準を遵守する場合と同等以上に障害者等が安全かつ快適に利用」できるものとして条例第13条但し書きの適用が可能と考えられます。

また、既存建築物の改修や用途変更の場合は、構造等の制約を強く受けることから、より弾力的に運用して差し支えありません。

## 2. 条例13条但し書き適用の具体的な範囲について

高齢者分野			
施設等	小規模多機能型居宅介護(介護保険法第8条第18項)、		
	認知症対応型共同生活介護(同法第8条第19項) 等		
適用例	・主たる経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、敷地内通路		
	の幅及びエレベーターとその乗降ロビーに関する基準を満た		
	さないが、車椅子で通過できる若しくは乗降できる。		
	・階段の蹴上げ又は踏面の寸法に関する基準を満たさないが、		
	エレベーターが設置されている。		
	・主たる経路を構成する傾斜路の勾配に関する基準を満たさな		
	いが、介助により車椅子で通過できる。		
	・浴室、シャワー室等の出入口の幅に関する基準を満たさない		
	が、利用上の支障がない。		
理由	車椅子使用者を含む高齢者等の介護等サービスを行う事業所で		
	あるため、車椅子が通過できる幅員等が必要になる。		
	居住用又は特定の者が継続的に利用する施設であり、必要な知		
	識と経験を有する職員から常時適切な介助等が受けられる。		
障害者分	章害者分野		
施設等	生活介護(障害者総合支援法第5条第7項)、		
	短期入所(同条第8項)、自立訓練(同条第12項)、		
	就労継続支援(同条第14項)、共同生活援助(同条第17項) 等		

	適用例	主たる利用者が知的又は精神障害者に限定され、身体障害者な	
		ど上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合におけ	
		る次のもの (利用上の支障がない場合に限る。)	
		・主たる経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、敷地内通路	
		の幅や勾配に関する基準	
		・階段の蹴上げ又は踏面の寸法に関する基準	
		・浴室、シャワー室等の出入口の幅に関する基準	
		・車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準	
	理由	居住用又は特定の者が継続的に利用する施設であり、上下階の	
		移動が困難な者が利用せず、必要に応じて職員から適切な介助	
		等が受けられる。	
子供分野①			
	施設等	養護児童グループホーム(児童福祉法第41条)、	
		小規模住宅型児童養護事業(同法第34条の4) 等	
	適用例	身体障害者など上下階の移動が困難な者がサービスを利用しな	
		い場合における次のもの(利用上の支障がない場合に限る。)	
		・主たる経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、敷地内通路	
		の幅や勾配に関する基準	
		・階段の蹴上げ又は踏面の寸法に関する基準	
		・浴室、シャワー室等の出入口の幅に関する基準	
		・車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準	
	理由	居住用又は特定の者が継続的に利用する施設であり、上下階の	
		移動が困難な者が利用せず、必要に応じて職員から適切な介助	
		等が受けられる。	
子供分野②			
	施設等	保育所(児童福祉法第39条)、	
		認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な	
		提供の推進に関する法律第2条第6項)、	
		小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項) 等	
	適用例	・主たる経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、敷地内通路	
		の幅に関する基準	
		・階段の蹴上げ又は踏面の寸法に関する基準	
	理由	児童の体格や子供用の車椅子の大きさ等を考慮すると、人的介	
		助による対応が相当程度可能である。	
		必要な知識と経験を有する職員から常時適切な介助等が受けら	
		れる。	
		·	

※特に0~2歳までの児童は、自立して車椅子の利用や上下階の移動等は困難であることから、利用児童が当該年齢に限られる場合は、より弾力的な対応が可能と考えられる。